

# 墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

高齢者の方をねらう悪質な投資勧誘の被害が増加しています。

必ず  
儲かりますよ

以前の被害を  
取り戻せますよ

未公開株を  
買い取りますよ

## こんな言葉に要注意！詐欺かも？



必要がなければ「要らない」「必要ありません」ときっぱり断りましょう。  
知らない相手からの電話に出ないように留守番電話機能などを活用しましょう。  
業者の説明を信じるだけでなく、必ず家族や身近の人に相談しましょう。

「おかしいな」「困った」と思ったらすぐに消費者センターにご相談ください。

消費者相談コーナーを開設します。  
お気軽にお立ち寄りください。

**1**  
すみだまつり

錦糸公園会場内

平成 25 年 10 月 12 日(土)、13 日(日)  
午前 10 時～午後 3 時

契約に関するトラブルや消費者トラブルで困っている方、専門の相談員が相談をお受けします。

**2**

すみだ消費生活展

すみだパーサイドホール  
イベントホール内

平成 25 年 10 月 26 日(土) 午後 1 時～4 時、  
27 日(日) 午前 10 時～午後 3 時



## 消費者センター相談窓口から

# モバイルデータ通信契約

# 「よくわからないけれど、お得だから」はトラブルのもと!

### [ 相談事例 ]

家電量販店のパソコン売り場で店員に呼び止められ、「モバイルルーターを購入して、モバイルデータ通信の契約をすれば、タブレット端末代金の一部をキャッシュバックする」と勧誘された。タブレット端末に興味があり、キャッシュバックも魅力的だったので、よくわからないまま契約を結んだ。

帰宅後、家族から、家に無線ルーターがあるので、家の中だけでタブレット端末を使うなら、モバイルデータ通信の契約は不要だと言われた。冷静に考えると、外出先でタブレット端末を使うつもりはなく、モバイルルーターは未使用なので、通信契約を解約したい。

(相談者 50代 女性)

### [ アドバイス ]

モバイルデータ通信とは、回線工事をせずに持ち運びができる無線ルーターを使って屋内・屋外でインターネットに接続できるサービスです。モバイルデータ通信の回線契約は、特定商取引法の適用がなく、クーリング・オフの規定もありません。契約から一定期間の間に解約すると、解約料がかかる料金体系になっており、簡単に解約できるわけではありません。また、業者がさまざまな割引やキャンペーンで勧誘するため、モバイルデータ通信の契約内容やしくみを理解しないまま、お得だからと安易に契約してしまうケースも増えています。

事例の場合、商品は未使用であっても自己都合による中途解約となるため、業者の規定に基づいた解約料が発生します。

モバイルデータ通信は、自分の利用環境や目的に合わせて検討し、サービスの内容を十分に確認したうえで契約しましょう。

割引(キャッシュバック)販売やセット販売など、安易に業者の勧誘に応じず必要がなければ、きっぱりと断りましょう。

契約に関するトラブル  
消費者トラブルなど  
困った時はお早めにご相談を

## すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

